

# 四半期報告書

(第104期第1四半期)

自 平成26年4月1日  
至 平成26年6月30日

ダイワボウホールディングス株式会社

(E00529)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移 .....	1
2 事業の内容 .....	1

第2 事業の状況

1 事業等のリスク .....	2
2 経営上の重要な契約等 .....	2
3 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	2

第3 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等 .....	5
(2) 新株予約権等の状況 .....	5
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 .....	5
(4) ライツプランの内容 .....	5
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移 .....	5
(6) 大株主の状況 .....	5
(7) 議決権の状況 .....	6
2 役員の状況 .....	6

第4 経理の状況 .....

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表 .....	8
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書 .....	10
四半期連結損益計算書 .....	10
四半期連結包括利益計算書 .....	11
2 その他 .....	15

第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....

[四半期レビュー報告書]

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年8月12日
【四半期会計期間】	第104期第1四半期（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）
【会社名】	ダイワボウホールディングス株式会社
【英訳名】	Daiwabo Holdings Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 阪口 政明
【本店の所在の場所】	大阪市中央区久太郎町三丁目6番8号 御堂筋ダイワビル
【電話番号】	06(6281)2404
【事務連絡者氏名】	財務I R室長 梅澤 覚
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋富沢町12番20号 日本橋T & Dビル ダイワボウホールディングス株式会社 東京事務所
【電話番号】	03(4332)8221
【事務連絡者氏名】	東京事務所 江田 徳之
【縦覧に供する場所】	ダイワボウホールディングス株式会社 東京事務所 (東京都中央区日本橋富沢町12番20号 日本橋T & Dビル) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第103期 第1四半期 連結累計期間	第104期 第1四半期 連結累計期間	第103期
会計期間	自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日
売上高 (百万円)	121,228	136,884	634,687
経常利益 (百万円)	238	1,274	10,571
四半期(当期)純利益 (百万円)	36	643	4,528
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	521	925	5,639
純資産額 (百万円)	44,079	48,742	48,938
総資産額 (百万円)	220,415	221,527	255,718
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	0.20	3.42	24.16
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	19.8	21.8	19.0

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しているので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。  
2. 売上高には、消費税等は含まれていない。  
3. 1株当たり四半期(当期)純利益金額は自己株式数控除後の期中平均株式数に基づき算出している。なお、1株当たり四半期(当期)純利益金額算定上の自己株式数には、日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(従業員持株E S O P信託口・75498口)所有の当社株式を含めている。  
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はない。

### 2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

### 3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものである。

#### (1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間のわが国経済は、個人消費は消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動により弱含みに転じたが、企業収益の改善により設備投資が堅調に推移し、雇用・所得環境も着実に改善するなど、景気は緩やかな回復軌道を辿った。しかしながら、米国金融緩和縮小の影響や地政学的リスクなどによる海外景気の下振れが景気の下押し要因となり、先行きは不透明な状況にある。

このような環境のなか、当社グループは中期経営計画「イノベーション21」の最終年度を迎える、「外部パートナーとの戦略的アライアンスの推進」「ソリューション型ビジネスへの転換」「コーポレートブランド展開の推進」を事業方針に掲げ、新たな成長モデルの確立と連結企業価値の向上に努めた。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高は136,884百万円（前年同期比12.9%増）、営業利益は1,265百万円（前年同期比373.5%増）、経常利益は1,274百万円（前年同期比434.7%増）、四半期純利益は643百万円（前年同期は36百万円の四半期純利益）となった。

セグメントの業績は次のとおりである。

#### ITインフラ流通事業

法人向け市場では、緩やかな景気回復基調のもと、都市圏を中心に売上が増加した。特に、中小企業や官公庁を中心とした旧OS搭載パソコンの更新、通信事業者によるインフラ増強、教育市場におけるICT（情報通信技術）機器の利用機会拡大による需要が堅調に推移した。また、個人向け市場では、懸念された消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動は限定的で、タブレットを含むパソコンの販売増加が売上につながった。利益面では、他社との競争激化等により厳しい状況で推移したが、売上拡大に伴い前年同期を上回る利益を確保することができた。

以上の結果、当事業の売上高は118,752百万円（前年同期比14.8%増）、セグメント利益は979百万円（前年同期比493.2%増）となった。

#### 化合織・機能資材事業

合織部門では、原綿は旺盛な需要が続く衛生材用途が拡大し、不織布製品も除菌関連を中心としたレーヨン系不織布と新規市場開拓が進むコスメ分野が好調に推移した。また、樹脂加工分野では、主力の重布関連に加え新規商品の床材等により収益が向上し、機能製品では、フィルター関連が国内外ともに回復基調で推移した。一方、レーヨン部門では、不織布用原綿は堅調に推移したが、衣料用機能性原綿と対米向け防炎素材の販売は振るわなかった。

以上の結果、当事業の売上高は9,426百万円（前年同期比2.8%減）、セグメント利益は320百万円（前年同期比19.0%減）となった。

#### 衣料品・生活資材事業

インナー製品では、欧米向けトランクスや婦人用ショーツなどの受注が増加し、機能製品では、独自原料を活用した機能素材やスキンケア関連の販売が拡大した。また、ブランド製品では、スポーツ衣料は好調に推移したものの子供衣料は苦戦を強いられた。一方、テキスタイル部門では、ホームホビー関連が振るわず、海外紡績部門でも収益の改善には至らなかった。

以上の結果、当事業の売上高は4,689百万円（前年同期比6.1%減）、セグメント損失は157百万円（前年同期は211百万円のセグメント損失）となった。

#### 工作・自動機械事業

工作機械部門では、主力の立旋盤について、国内においては従来より好調に推移している航空機・鉄道分野に加え、バルブポンプ分野など幅広い業界で、海外においては米国のオイル・ガス分野を中心に順調に売上が増加した。また、自動機械部門では、医薬品・食品関係を中心に積極的な営業展開を推し進め、収益は改善した。

以上の結果、当事業の売上高は2,802百万円（前年同期58.5%増）、セグメント利益は142百万円（前年同期は65百万円のセグメント損失）となった。

#### その他

報告セグメントに含まれない事業セグメントについて、当事業の売上高は1,213百万円（前年同期比10.4%減）、セグメント損失は25百万円（前年同期は22百万円のセグメント損失）となった。

## (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はない。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりである。

当社は、平成24年6月28日開催の当社定時株主総会において、株主の承認により、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本プラン」という。）を継続することを決定した。

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保、向上していくことを可能とする者であるべきと考えている。

当社は、金融商品取引所に株式を上場していることから、市場における当社株式の取引については株主の自由な意思によって行われるべきであり、たとえ当社株式等の大規模買付行為がなされる場合であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これをすべて否定するものではない。また、経営の支配権の移転を伴う株式の大規模買付提案に応じるかどうかは、最終的には株主の判断に委ねられるべきだと考えている。

しかしながら、最近の資本市場における株式の大規模買付提案の中には、その目的等から見て、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができないことが予測されるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言いがたいもの、あるいは株主が最終的に判断するために必要な時間や情報が十分に提供されずに、大規模買付行為が行われる可能性も否定できない。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主から負託された者の責務として、株主のために必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉、場合によっては必要かつ相当な対抗措置を取る必要があると考えている。

### II. 基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記方針の実現、つまり企業価値向上及び株主共同の利益のために、次の取組みを実施している。

#### ① 経営体制の改革

当社は、昭和16年に紡績会社の4社合併により大和紡績株式会社として設立されたが、純粹持株会社への移行、ITインフラ流通事業の再編、ダイワボウホールディングス株式会社への商号変更、繊維事業を統括する中間持株会社の設立、産業機械事業の再編と、継続して事業構造の改革を実行してきた。

これらの施策により、当社グループはITインフラ流通事業、繊維事業、産業機械事業を3つのコア事業に据え、「ITインフラ」「生活インフラ」「産業インフラ」という「社会インフラ」の領域において地球環境との共生と持続可能な社会の創造に貢献することをグループビジョンに掲げ、バリュー・イノベーション（価値革新）を推進する創造革新企業へと変貌を遂げた。

#### ② 中期経営3カ年計画

当社は平成24年4月1日から中期経営計画「イノベーション21」をスタートさせた。本中期経営計画では、「シナジー効果による新市場・新事業の創出」「グループ協業体制によるグローバル戦略の推進」「独自性と差別化の追求によるコーポレートブランドの強化」を基本方針に、新たな成長モデルの確立と連結企業価値の向上に努めている。

### III. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成24年6月28日開催の定時株主総会において株主の承認を得て、本プランを継続することを決定した。

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為が行われようとする場合に、当該買付けが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かを株主が適切に判断するために情報提供や検討期間の確保がなされることが不可欠であると考えている。

そのため、本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主及び投資家が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保することを目的としたものである。

本プランの内容は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものである。

なお、本プランの詳細については、当社ホームページ（<http://www.daiwabo-holdings.com/>）に掲載されている平成24年5月9日付プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」に記載のとおりである。

#### IV. 前記取組みが、基本方針に従い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえている。

さらに、本プランは以下の理由により、基本方針に従うものであり、株主共同の利益を損なうものではなく、また役員の地位の維持を目的としているものではない。

##### ① 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記Ⅲに記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付け等がなされた際に、当該大規模買付け等に応じるべきか否かを株主が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としている。

##### ② 事前開示・株主意思の原則

本プランは、平成24年6月28日開催の定時株主総会において株主の承認を得たうえで継続されたものである。また、その後の当社株主総会において本プランの変更又は廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更又は廃止されることになる。従って、本プランの継続及び廃止には、株主の意思が十分反映される仕組みとなっている。

##### ③ 必要性・相当性確保の原則

###### ア. 独立委員会による判断の重視と情報開示

本プランは、大規模買付け等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客觀性及び合理性を確保することを目的として独立委員会を設置している。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社社外取締役、当社社外監査役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）から選任される委員3名以上により構成される。

また、当社は、その判断の概要については株主及び投資家に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保している。

###### イ. 合理的かつ客觀的な発動要件の設定

本プランは、合理的かつ客觀的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保している。

###### ウ. デッドハンド型もしくはスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができる。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではない。

また、当社は、取締役の任期を1年としており、取締役選任議案に関する議決権行使を通じ、本プランの継続、本方針に基づき取締役会決議により発動された対抗措置に対し、株主の意思が反映できることになるため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもない。

#### (3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、246百万円である。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

###### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (平成26年6月30日)	提出日現在発行数（株） (平成26年8月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	192,712,926	192,712,926	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 1,000株
計	192,712,926	192,712,926	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	—	192,712	—	21,696	—	8,591

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はない。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしている。

①【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 246,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 191,405,000	191,405	—
単元未満株式	普通株式 1,061,926	—	—
発行済株式総数	192,712,926	—	—
総株主の議決権	—	191,405	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、「従業員持株E S O P信託」所有の当社株式4,489,000株(議決権の数4,489個)及び証券保管振替機構名義の株式33,000株(議決権の数33個)が含まれている。  
 2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式195株及び証券保管振替機構名義の株式700株が含まれている。

②【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ダイワボウホールディングス㈱	大阪市中央区久太郎町三丁目6番8号	246,000	—	246,000	0.13
計	—	246,000	—	246,000	0.13

- (注) 1. 「自己名義所有株式数(株)」及び「所有株式数の合計(株)」には、「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式は含まれていない。  
 2. 当第1四半期会計期間末日現在の自己名義所有株式数は、当社所有の自己株式246,000株、その発行済株式総数に対する所有割合は0.13%である。また、この他に当第1四半期会計期間における四半期連結財務諸表において、自己株式として処理している「従業員持株E S O P信託」所有の当社株式が4,141,000株ある。

2 【役員の状況】

該当事項なし。

## 第4【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

## 1 【四半期連結財務諸表】

### (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	9,671	12,710
受取手形及び売掛金	132,748	90,334
商品及び製品	29,934	37,347
仕掛品	3,373	3,437
原材料及び貯蔵品	1,729	1,748
その他	11,181	9,009
貸倒引当金	△305	△248
流動資産合計	188,333	154,339
<b>固定資産</b>		
有形固定資産		
土地	25,227	25,251
その他（純額）	19,952	19,996
有形固定資産合計	45,179	45,247
無形固定資産		
のれん	7,438	7,079
その他	3,787	3,597
無形固定資産合計	11,225	10,677
<b>投資その他の資産</b>		
その他	11,383	11,664
貸倒引当金	△403	△401
<b>投資その他の資産合計</b>	10,980	11,262
<b>固定資産合計</b>	67,385	67,187
<b>資産合計</b>	255,718	221,527

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
支払手形及び買掛金	123,176	96,477
短期借入金	24,472	21,324
未払法人税等	3,979	154
賞与引当金	2,616	1,237
その他の引当金	220	131
その他	8,307	9,567
<b>流動負債合計</b>	<b>162,772</b>	<b>128,893</b>
<b>固定負債</b>		
長期借入金	29,520	29,165
退職給付に係る負債	6,922	7,241
その他	7,565	7,484
<b>固定負債合計</b>	<b>44,007</b>	<b>43,891</b>
<b>負債合計</b>	<b>206,780</b>	<b>172,784</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	21,696	21,696
資本剰余金	7,887	7,887
利益剰余金	21,178	20,653
自己株式	△716	△664
<b>株主資本合計</b>	<b>50,047</b>	<b>49,573</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	850	1,067
繰延ヘッジ損益	10	△48
為替換算調整勘定	△2,042	△2,036
退職給付に係る調整累計額	△379	△323
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>△1,561</b>	<b>△1,341</b>
<b>少数株主持分</b>		
<b>純資産合計</b>	<b>48,938</b>	<b>48,742</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>255,718</b>	<b>221,527</b>

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
売上高	121,228	136,884
売上原価	111,110	125,559
売上総利益	10,118	11,324
販売費及び一般管理費	9,850	10,059
営業利益	267	1,265
営業外収益		
受取利息	5	7
受取配当金	71	87
持分法による投資利益	37	30
その他	130	159
営業外収益合計	245	285
営業外費用		
支払利息	200	167
その他	73	108
営業外費用合計	274	275
経常利益	238	1,274
特別利益		
関係会社株式売却益	73	—
その他	3	—
特別利益合計	76	—
特別損失		
固定資産除売却損	3	—
減損損失	0	0
特別損失合計	3	0
税金等調整前四半期純利益	311	1,273
法人税、住民税及び事業税	60	74
法人税等調整額	214	541
法人税等合計	274	615
少数株主損益調整前四半期純利益	37	658
少数株主利益	0	14
四半期純利益	36	643

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	37	658
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	163	224
繰延ヘッジ損益	△11	△58
為替換算調整勘定	295	17
退職給付に係る調整額	—	55
持分法適用会社に対する持分相当額	35	27
その他の包括利益合計	483	267
四半期包括利益	521	925
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	502	864
少数株主に係る四半期包括利益	18	61

## 【注記事項】

### (会計方針の変更)

#### (退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更している。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減している。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が321百万円増加し、利益剰余金が206百万円減少している。また、当第1四半期連結累計期間の損益及びセグメント情報に与える影響は軽微である。

#### (従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成25年12月25日）を当第1四半期連結会計期間より適用し、当社から信託へ自己株式を処分した時点で処分差額を認識し、信託から従業員持株会に売却された株式に係る売却差損益、信託が保有する株式に対する当社からの配当金及び信託に関する諸費用の純額を負債に計上している。

なお、当該方法は、従来採用していた方法と同一であり、当実務対応報告の適用による四半期連結財務諸表への影響はない。

### (追加情報)

#### (従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員への福利厚生を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っている。

##### (1) 取引の概要

本取引は、当社が「ダイワボウ従業員持株会」（以下、「当社持株会」という。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託設定後5年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得する。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却する。当該信託は、保有する当社株式の議決権を当社持株会の議決権割合に応じて行使する。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員の拠出割合に応じて金銭が分配される。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はない。

##### (2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上している。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度662百万円、4,489千株、当第1四半期連結会計期間611百万円、4,141千株である。

##### (3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

前連結会計年度665百万円、当第1四半期連結会計期間665百万円

(四半期連結貸借対照表関係)

売上債権の流動化

売掛金・受取手形債権流動化に伴う譲渡額は次のとおりである。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
売掛金・受取手形債権譲渡額	32,780百万円	24,954百万円
上記のうち買戻義務の上限額	3,774	1,944

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成していない。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
減価償却費	742百万円	836百万円
のれんの償却額	358	358

(株主資本等関係)

I 前第1四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	769	4	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、「従業員持株E S O P信託」に対する配当金22百万円を含めている。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末日後となるもの

該当事項なし。

II 当第1四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	962	5	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、「従業員持株E S O P信託」に対する配当金22百万円を含めている。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末日後となるもの

該当事項なし。

(セグメント情報等)

**【セグメント情報】**

**I 前第1四半期連結累計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）**

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	ITイン フラ流通 事業	化合繊・ 機能資材 事業	衣料品・ 生活資材 事業	工作・ 自動機械 事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	103,413	9,696	4,994	1,768	119,873	1,355	121,228	—	121,228
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	43	108	14	—	167	182	350	△350	—
計	103,457	9,805	5,009	1,768	120,041	1,538	121,579	△350	121,228
セグメント利益 又は損失 (△)	165	395	△211	△65	282	△22	260	6	267

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、電気機器の組立・製造・販売業、ゴム製品製造販売業、ホテル業、ゴルフ場業、不動産業、保険代理店業及びエンジニアリング業等を含んでいる。
2. セグメント利益又は損失 (△) の調整額は、主にセグメント間取引消去である。
3. セグメント利益又は損失 (△) は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

**II 当第1四半期連結累計期間（自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日）**

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	四半期連結 損益計算書 計上額 (注) 3
	ITイン フラ流通 事業	化合繊・ 機能資材 事業	衣料品・ 生活資材 事業	工作・ 自動機械 事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	118,752	9,426	4,689	2,802	135,670	1,213	136,884	—	136,884
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	32	188	16	—	237	169	407	△407	—
計	118,785	9,614	4,706	2,802	135,908	1,383	137,291	△407	136,884
セグメント利益 又は損失 (△)	979	320	△157	142	1,283	△25	1,258	7	1,265

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、電気機器の組立・製造・販売業、ゴム製品製造販売業、ホテル業、ゴルフ場業、不動産業、保険代理店業及びエンジニアリング業等を含んでいる。
2. セグメント利益又は損失 (△) の調整額は、主にセグメント間取引消去である。
3. セグメント利益又は損失 (△) は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	0円20銭	3円42銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額（百万円）	36	643
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	36	643
普通株式の期中平均株式数（千株）	186,946	188,120

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

2. 「従業員持株E S O P信託」が所有する当社株式を、1株当たり四半期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めている（前第1四半期連結累計期間5,527千株、当第1四半期連結累計期間4,345千株）。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2 【その他】

該当事項なし。

## **第二部【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項なし。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月12日

ダイワボウホールディングス株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 小竹 伸幸 印  
業務執行社員 公認会計士

指定有限責任社員 守谷 義広 印  
業務執行社員 公認会計士

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているダイワボウホールディングス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ダイワボウホールディングス株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2 X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていない。